令和元年11月11日
東　　京　　都

別　　表

「実施対象とすることができる医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分」

実施対象とする項目・内容や実施者は、児童・生徒の個別の実態や各学校の置かれた環境を踏まえるとともに、幼児・児童・生徒の安全を第一に考えながら、主治医及び指導医の医療的判断に基づくものとする。
幼児・児童・生徒の状況によっては、実施が可能な項目であっても個別性が高く一律に実施できない場合があることに留意すること。

学校で行うことができる医療的ケア			学校における医療的ケアの実施者		
実施１０項目	実施することができる内容		看護師の指導・助言の下、教員及び学校介護職員が実施	看護師が実施、教員及び学校介護職員が連携・協働して対応 ※１	看護師が実施
① 吸　引	口腔内又は鼻腔内	咽頭より手前	○		
		咽頭より奥		○	
	エアウエイ内 ※２			○	
	気管切開部	カニューレ内	○		
		カニューレより先			○
② 経管栄養	経鼻胃管	滴下での注入　（ポンプ使用を含む）	○		
		水分のシリンジでの注入　（トロミ付きを含む）	○		
	胃ろう	滴下での注入　（ポンプ使用を含む）	○		
		水分のシリンジでの注入　（トロミ付きを含む）	○		
		半固形化栄養剤の注入　※３	○※４		
	腸ろう	滴下での注入　（ポンプ使用を含む）	○		
		水分のシリンジでの注入　（トロミ付きを含む）			○
	口腔ネラトン法				○
③ 導　尿	導　尿				○
④ エアウエイの管理	経鼻エアウエイの挿入・抜去				○
	経鼻エアウエイの管理			○	
⑤ 定時の薬液の吸入	定時の薬液の吸入				○
⑥ 気管切開部の衛生管理	気管切開部の衛生管理			○	
⑦ 胃ろう又は腸ろう部の衛生管理	胃ろう又は腸ろう部の衛生管理			○	
⑧ 酸素管理及び呼吸補助装置の管理	管理及び呼吸補助装置の管理				○
	作動状況の確認及び緊急時の連絡等			○	
⑨ 人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等	人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等			○	
⑩ 血糖値測定及びその後の処置	血糖値測定及びその後の処置　※５				○

※１　教員・学校介護職員は、幼児・児童・生徒の健康の状態を観察し、必要に応じて看護師に医療的ケアの実施を依頼する。
※２　吸引の際エアウエイが咽頭奥に入ることがない場合に限る。
※３　市販もしくは処方された半固形化した栄養剤を注入すること。市販されていない自宅等で作成したミキサー食は対象外とする。
※４　看護師の実施により実績を重ね、校内で安全性を検証した場合は、教員及び学校介護職員も実施できるものとする。
※５　衛生面での管理が可能な特定の場所（保健室等）で実施することが望ましい。その後の処置には、インスリンの注射を含む。